

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示

(平成二十五年七月十二日経済産業省告示第百七十二号)

最終改正 平成二十七年十二月十六日経済産業省告示第百六十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を次のとおり指定したので告示する。

| 再生可能エネルギー発電設備の種類 | 電気事業者 |
|------------------|---|
| 太陽光発電設備 | 北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社 |
| 風力発電設備 | 北海道電力株式会社、東北電力株式会社 |

附 則 (平成二十六年十二月二十二日経済産業省告示第百五十五号)

この告示は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月十六日経済産業省告示第二百六十三号)

この告示は、平成二十七年十二月十六日から施行する